PTA とは

令和８年４月１日
文京区教育委員会

＝ PTAの目的 ＝

PTA（Parent - Teacher Association 父母と先生の会）とは、幼児・児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とした、どの機関にも属さない独立した組織です。

この目的のもとに保護者と教職員とが協力して、学校・園および家庭における教育に関して理解を深め、その振興に努めます。さらに、幼児・児童・生徒の校・園外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実を図るため、会員相互の研修その他必要な活動を行います。

＝ PTAの活動 ＝

学校・園や家庭での教育を、側面的に支援する体制としても PTA があります。

○「学校・園および家庭における教育のあり方の理解とその振興」のための活動
　学校・園と家庭とがそれぞれ教育の役割と責任を分担し、密接な関連を保ちながら幼児・児童・生徒の指導が十分に行われるよう、学校・園における指導の方針や、家庭における教育のあり方等について相互の理解を深めます。

○「幼児・児童・生徒の校・園外における生活の支援」のための活動
　学校・園の教育方針に基づいた校・園外での幼児・児童・生徒の指導に協力することや、心身ともに健全な発達をうながすよう適切な支援を行います。
　また、少年団体等の健全な育成を助ける役割を担います。

○「教育環境の改善・充実」のための活動
　遊び場の整備や危険箇所の点検など、幼児・児童・生徒が生活する場の教育環境の充実や、校・園外における生活の安全の確保に努めます。

講演会や研修会・催事の実施などを通し、
子どもと家庭がともによりよく成長していけるように、一人一人が
できることから積極的に PTA 活動に参加しましょう。

＝ PTAの組織 ＝

PTAは、学校・園に在籍する幼児・児童・生徒の保護者および教職員によって学校・園ごとに組織され、議決機関と執行機関と監査機関とに分けることができます。

- （1）議決機関 ―― 総会
- （2）執行機関 ―― 役員会・運営委員会
  - 学年・学級組織 ―― 学年・学級PTA
  - 専門委員会
    - 広報委員会
    - 文化委員会
    - 校外委員会
    - 厚生委員会　等
- （3）監査機関 ―― 監査委員会

＝ PTAの運営 ＝

PTAは、会員の総意によって民主的に運営され、特定の政党・宗教にかたよる活動や、営利を目的とする行為を行ってはいけません。

PTAは、保護者と教職員が子どもたちの健全育成のために自主的に運営する任意団体です。法的制約もなく、各学校・園PTAが作成した規約（会則）により運営しています。

＝ 他組織との連携について ＝

PTAの活動を効果的にすすめるためには、会員相互の話合いはもとより、他校のPTAを始め、関連する諸団体等との連携を図ることが望まれています。

文京区では、各学校・園PTAの連携を図るために、区立小学校PTA連合会、区立中学校PTA連合会、区立幼稚園PTA連合会を組織し活動しています。